

「新居浜市上下水道施設包括委託事業」に係る意見・質問に対する回答

※本回答は事業概要書公表段階における市の方針であり、今後変更となる可能性があることに留意して下さい。
 ※計画的点検数量について管きょ延長を訂正 誤り 14,421.32m ⇒ 正 41,680m
 ※No.86について回答を修正しております。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答訂正（案）
86	要求水準書	10	3	4	3	(1)	(イ)	突発修繕の想定費用、上限額	「・・諸経費の算定方法」とはSPCの諸経費率等について、その算定方法を協議する、ということでしょうか？「上限額を130 万円」の内訳はSPCの管理費相当分を含めるものと理解しています。	今後の検討とします。（ 回答内容修正 ）
234	事業概要書	8	1	1-6	(2)			附帯事業	「市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。」と記載されています。 優先交渉権者の選定（提案書類）において、付帯事業の提案内容を評価項目に加え採点するお考えでしょうか。 提案書類の提出時には、付帯事業の実施可否や費用負担の詳細が確定していないと思料します。また、提案が必須ではない事も踏まえると、評価対象に相応しくないと考えますが、貴市の考えをお示しください。	現時点において、付帯事業そのものを直接評価する方針を打ち出しているものではありませんが、付帯事業の実施により、他の評価項目において効果が認められる場合には、その効果を評価することが想定されます。評価の有無は新居浜市上下水道事業ウォーター P P P 審査委員会において審議し決定します。
235	事業概要書	10	1	1-7				事業期間	移行期間と引継ぎ期間が混在しているように考えます。要求水準でも使われている移行期間で統一してはいかがでしょうか。	「移行期間」で統一します。
236	事業概要書	12	2	2-3	2-3-1	①		協力企業の定義	「SPCへの出資を行わない企業（以下「協力企業」という。）」と記載されています。 協力企業には、業務委託企業や下請企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 なお、同項③には、協力企業にも委任状の提出が求められています。 また、同項⑤には、協力企業の変更は原則認めないことから、公平性及び効率化の観点からも、業務委託企業や下請企業は含まれないと考えます。	協力企業には、業務委託企業が含まれてもよく（例：設計を担当する企業の全てが応募企業、構成企業である必要はない）、下請企業は含まれません。
237	事業概要書	12	2	2-3	2-3-1	⑤		協力企業の追加	「…2-3-1 ③及び④に記載の条件を満たす場合に限り、認めるものとする。」と記載されています。 2-3-1 ④は、応募企業又は構成員によるSPC設立を記したものであり、協力企業は該当しないと考えますが、貴市の考えをお示しください。	ご認識のとおりです。記載を修正します。
238	事業概要書	12	2	2-3	2-3-1	⑥		協力企業について	「参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業、構成員又は協力企業のいずれかが、同時に他の応募企業、構成員又は協力企業となることは認めない。」と記載されていますが、事業開始後に非選定グループの応募企業、構成員、協力企業が設立されたSPCより再委託を受けることは妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
239	事業概要書	15	2	2-3	2-3-3	(3)	ア②a	処理場施設の管理実績	「標準活性汚泥法（現有処理能力25、700m ³ /日以上）の下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務の実績を有していること。」と記載されています。 処理場施設の管理実績に、年数の定めは無いとの理解でよろしいでしょうか。 また、契約満了をもって「実績」となるとの理解でよろしいでしょうか。（例：履行中の契約は実績と認めない）	ご認識のとおりです。
240	事業概要書	15	2	2-3	2-3-3	(3)	ア②b	し尿浄化槽汚泥受入施設の管理実績	し尿浄化槽汚泥受入施設の管理実績に、施設規模や年数の定めは無いとの理解でよろしいでしょうか。 また、契約満了をもって「実績」となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
241	事業概要書	15	2	2-3	2-3-3	(3)	ウ	運転管理・保守管理に関する実績	「運転管理・保守管理に関する実績は全て構成員が満たす必要がある。」と記載されています。 SPCへの出資を行わない企業（協力企業）の実績は、運転管理・保守管理に関する実績として認められないとの理解でよろしいでしょうか。 なお、運転管理・保守管理以外の設計や工事は、協力企業の実績でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、ご認識のとおりです。 後段について、今後の検討とします。
242	事業概要書	17	2	2-5	(2)			SPCの設立	新居浜市が想定し、予算として計上されているSPCの体制や業務所掌をご教示いただけますか。 具体的には、ユーティリティ調達や再委託に関する契約事務、工事監理など業務をSPCが担うものと理解しています。	ご認識の業務に加え、3事業を統括的に管理しリソースの最適配分及びモニタリング業務等を担うものと想定しています。なお、SPCの人員体制については業務遂行責任者をSPCに配置することを想定しており、その他の体制については事業者の判断によるものと考えます。
243	事業概要書	18	3	3-2				要求する性能	事業開始前既存施設等健全性確認において性能が担保できないと認められる時は、要求水準に対して協議するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
244	事業概要書	39	5	5-2	5-2-4	(4)		意見書・質問書に対する回答書	非公表を希望する場合、質問時に明示すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	今後の意見又は質問の提出様式においては、「非公表希望」であることをチェックできる様式に変更します。なお、チェックされていた場合であっても、提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものではないと考えられる場合、提出者に確認のうえ、公表する場合があります。
245	事業概要書別紙2	42						有資格者等	運転管理・保守管理に関する必要資格者等について記載されています。 (1)新居浜市下水処理場運転管理業務 総括責任者、副総括、主任 (2)し尿浄化槽汚泥受入施設運転管理業務 総括責任者、運転員 (3)汚水マンホールポンプ場の運転管理・保守管理 (4)水源施設の保守管理 総括責任者 「要求水準書（素案）別紙及び参考資料 34,35頁」にて雨水ポンプ場等運転管理保守業務における資格者として下記示されています。 業務総括責任者、保守点検業務の資格者 上記において、必要資格者の配置のうえ、各責任者等の兼務含めて体制構築に関しては応募者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 また、「要求水準書（素案）2頁」にて、本事業全体を総括する管理能力がある責任者（以下「業務遂行責任者」という。）を置くとの記載がありますが、SPC内に配置する責任者を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	業務遂行責任者についてはご認識のとおりです。各責任者等の体制構築についてなど、詳細については募集要項公表時に示します。
246	事業概要書別紙3	44						リスク分担（案）	物価変動に係る費用の増減（一定の範囲内）は、受注者のに「○」が記されています。 一定の範囲内とは、具体的に何％程度を想定されていますか。 また差額の精算方法について詳細を教示願います。	今後の検討とします。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答訂正（案）
247	事業概要書別紙3	44						リスク分担（案）	取疵担保リスクにおいて、「業務終了日より●年以内に限る」と記載されています。「●年」は何年を想定されていますか。 また、本項は、次期受託者が適切に施設のメンテナンスを行ったうえとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、今後の検討とします。 後段については、ご認識のとおりです。
248	事業概要書別紙3	44	45					リスク分担（案）	取疵担保リスクが44ページ及び45ページの双方に記載されていますが誤りでしょうか。	誤記のため修正します。
249	事業概要書別紙3	45						リスク分担（2/3） 技術革新	「受注者の業務遂行上で、新しい技術によって追加費用が発生する場合」について、付帯事業とは異なるものとの理解でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。 付帯事業とは異なる旨を明記します。
250	要求水準書（素案）	9	3	3-4-2	(2)	(オ)		配水池内部等の計画的清掃	「配水池等の清掃計画に基づき…」と記載されています。 清掃計画は受託者が作成するとの理解でよろしいでしょうか。 参考資料として、現在貴市が策定されている清掃計画を開示願います。	清掃計画については市で定めることを想定しています。現在想定している清掃計画については開示資料に追加します。
251	要求水準書（素案）	9	3	3-4-2	(2)	(オ)		配水池内部等の計画的清掃	「…潜水土を用いて行うものとする」と記載されています。 現在、全ての配水池において潜水土による清掃・点検を行っているとの理解でよろしいでしょうか。 なお、潜水土以外の工法を採用することは可能でしょうか。	前段について、ご認識のとおりです。 後段について、点検及び腐食状況の調査、床面堆積物の除去を断水することなく実施できるのであれば潜水土以外の工法採用も可能です。ただし、水質基準や省令に準拠したものを採用してください。
252	要求水準書（素案）	12	3	3-6-2	(1)	(イ)		突発修繕	年間の想定費用も、1件当たりの上限額も130万円という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
253	要求水準書（素案）	14	4	4-3-1	(1)	(エ)		保安管理業務	不審者の立ち入り防止等とは、門管理、監視カメラでの確認との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
254	要求水準書（素案）	18	4	4-4-1	(3)	(イ)		事業者が確保すべき水質	表4-4処理水の要求水準の未達において、判定開始日はどのように試算されますでしょうか。	No.100に同じ
255	要求水準書（素案）	18	4	4-4-1	(3)	(イ)		事業者が確保すべき水質	既設の反応タンクは凝集剤併用型となっていますが、現行施設には凝集剤注入設備がついておりません。 T-P値の基準未達リスクについては、応募者の提案という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
256	要求水準書（素案）	18	4	4-4-1	(4)	(ア)		事業者が確保すべき含水量	表4-5脱水ケーキ含水量の要求水準の未達は、どのように判定されるでしょうか。	事業者の報告に基づき判断します。なお、含水量の定義についてはNo.108に同じ。
257	要求水準書（素案）	18	4	4-4-1	(4)	(ア)		事業者が確保すべき含水量	既設の脱水機性能や過去実績から、脱水ケーキ含水量を連続して83%以下に管理することは、大変困難と考えます。 83%は管理目標値とし、要求水準はもう少し緩和していただけないでしょうか。	今後の検討とします。
258	要求水準書（素案）	21	4	4-4-3	(1)	(イ)		下水道施設の定期修繕額	定期修繕には、1件あたりの上限額の定めは無いとの理解でよろしいでしょうか。	上限金額の設定は想定していないが、市予算の範囲内とします。
259	要求水準書（素案）	36	5	5-6-1	(4)	(ア)		第2取水路内の堆砂清掃	貴市がこれまでに実施した堆砂清掃の実績及び、実施方法をご教示いただけないでしょうか。	年1回の清掃を実施しています。なお、実施方法は人力による掻き出しを行っています。
260	要求水準書	69	10	10-1				事業開始に伴う既存施設等の確認	こちらは移行期間中の約3か月に行う予定でしょうか。また、実施日程はどの程度予定されているでしょうか。	No.21に同じ。
261	要求水準書（素案）別紙1	1						業務の履行に必要な有資格者	特定毒物研究者の届出（申請）は、受託後に行うとの理解でよろしいでしょうか。 なお、受託者において、当該資格を必要とする業務（作業）の詳細について教示願います。	現状業務に該当業務が無いため、記載を削除します。
262	要求水準書（素案）	76	13	13-5	(2)			年間業務報告書	表13-2における主要データ①②③に関しては、帳票の提出をもって報告書としてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
263	要求水準書（素案）別紙1	1						業務の履行に必要な有資格者	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任は、1名との理解でよろしいでしょうか。 また、配置場所は任意との理解でよろしいでしょうか。	現状業務に該当業務が無いため、記載を削除します。
264	要求水準書（素案）参考資料3	105						各業務における精算対象の考え方	本様式における「精算」とは「実費精算」を示しているとの理解でよろしいでしょうか。 本様式で精算「対象外」となっている項目においても、物価変動や流入水質、流入水量の変動等に基づく費用の精算はあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
265	要求水準書（素案）参考資料3	105						各業務における精算対象の考え方	本様式において「精算」となっている対象業務と、要求水準書（素案）の記載内容が合致しない項目があります。 例：水道水源施設_配水池計画的清掃は「精算」となっているが、要求水準書に精算の記載はない。 排水ポンプ場等_保守点検及び調査は「対象外」となっているが、要求水準書では、法定点検（自主点検）や異常機器点検調査は「実費精算」と記載されている。など 本様式及び要求水準書（素案）の記載内容の合致について、貴市の見解をお示ください。	合致していない部分については修正します。
266	開示資料							ユーティリティ調達費用（令和3年度～令和5年度）	上水光熱水費（R3～R5年度）の動力費、次亜、PACのタブに「動力費、次亜、PACは年報に記載あり」と記載されています。 一方、維持管理報告書の年報・月報はR5年度のみとなっているため、ユーティリティ調達費用に係る情報については、他施設と同様に3年分の開示をお願いします。	年報とは本市HPに掲載されている上下水道事業年報を指しており、そちらで過去3年分を確認して下さい。
267	事業概要書	4	1	1-2				事業の背景・目的	「事業の背景・目的」に記載のある発電事業、農業用水事業は市営事業でしょうか。 上水事業間との連携を実施済または今後の予定はありますか。	前段について、市営事業ではありません。 後段について、特筆すべき連携事項は無く、今後の予定もありません。
268	事業概要書	5	1	1-3		(3)		事業の基本方針	「地元企業との最大限の連携」とありますが、地元管工事組合との連携状況（管路の維持管理、非常時対応、資器材の融通）は具体的にどんな状況で、協定等の締結は実施されていますか。	市と地元管工事組合との連携状況として、日常の維持管理（漏水対応等）については業務委託契約を締結しています。また「災害時における応急対策業務に関する協定書」を締結し、非常時の対応、資器材の確保等について連携しています。
269	事業概要書	5	1	1-3		(1)		上下水道事業一体での中長期的視点に立った事業運営	「3事業全体を俯瞰し、リソースの最適な配分に勤め、中長期的な視点で事業運営に取り組むとともに、全体でのコスト抑制に努める」と規定されていますが、事業全体でのコスト抑制と考えてよろしいでしょうか。もしくは、セグメント分けし、各事業でのコスト抑制を想定されていますでしょうか。 各事業の人員配置等を考える上で確認するものです。	事業全体でのコスト抑制を意図しております。
270	事業概要書	6	1	1-4		(1)	③	管路施設	対象施設として、汚水管及び汚水MPが規定されていますが、MH、MH蓋、柵及び取付管も対象と考えてよろしいでしょうか。 ※汚水管路施設とされてはいいかがでしょうか。	ご認識のとおりです。記載方法については今後の参考とします。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答訂正（案）
271	事業概要書	6	1	1-4		(1)	③	管路施設	上下水道局が管理している雨水管路（水路含）は、本事業の対象外でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
272	事業概要書	8	1	1-6		(1)		義務事業	汚水枡設置については、実施設計から工事までの発注事務及び工事監理が業務範囲との理解でよろしいでしょうか。 また、実施設計の成果品検査は、市により実施されますでしょうか。	汚水枡設置については、市側での個別検査は想定していません。事業者において検査後に支払う業務までを想定しています。
273	事業概要書	10	1	1-9				プロフィットシェア	「コスト縮減分のシェア額やシェアの手法については、市と事業者が協議し、双方が合意の上、実施契約に定める」との規定がありますが、事業者からの提案でよろしいという認識でしょうか。 また、シェア額（割合）については、貴市と事業者で意見の相違が発生する部分と考えますので、概ね市が合意いただける基準・条件をご教示願います。	前段について、ご認識ののとおりです。 後段について、事業者からの提案を受け、双方協議のもと決定を予定します。
274	事業概要書	11	2	2-2				募集及び選定スケジュール	参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付、第一次審査、提案書類の評価、第二次審査と文言が複数あるため、統一されてはいかがでしょうか。 また、参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付から現地調査、競争的対話までの期間が短いため、市の負担が大きいに思われます。	ご意見については今後の検討の参考とします。
275	事業概要書	11	2	2-2				募集及び選定スケジュール	競争的対話が、1ヶ月しか確保されておらず、第1次審査公表からも期間がないため、十分な対話ができないことを懸念します。本事業は多岐にわたっており、十分な対話が必要と考えます。	ご意見については今後の検討の参考とします。
276	事業概要書	16	2	2-4	2-4-1			委員会による審査	委員の公表は、実施方針の公表時でしょうか。また、委員の公表までは、当該規定文の効力は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
277	事業概要書	16	2	2-4	2-4-4			優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し	応募者が1グループであっても審査は実施いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
278	事業概要書	19	3	3-4				保険	事業者が付保すべき保険は、貴市より募集要項等で指定がありかつ別途事業に必要と考えられる保険がある場合には、事業者自らの判断で付保するのとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
279	事業概要書	38	5	5-1	5-1-2			本事業の継続が困難となった場合の措置	各業務及び事業が一体の契約となる場合、1つの業務及び事業が解除要因となった場合、本事業全てが解除となる理解でよろしいでしょうか。もしくは、以下のような部分解除はあり得ますでしょうか。 例①ウォーターPPPが解除要、その他業務分は契約継続 ②ウォーターPPPのうち処理施設設解除要、他業務は契約継続	詳細は募集要項公表時に示します。
280	事業概要書	38	5	5-1	5-1-2	(3)		いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	事業の継続が困難となった場合にも関わらず事業継続の可否について協議するとは、どのような状況を想定されていますでしょうか。	事業の中止は、市民、市（行政）および事業者など多くの関係者に影響を及ぼします。市としては、すぐに中止を決定するのではなく、事業内容の変更や事業継続のための措置、役割分担の見直しなど、継続の可能性を検討する必要があります。このような理由から、事業継続の可否について協議することを想定しています。
281	事業概要書	38	5	5-2	5-2-2			特定事業の選定及び公表	特定事業の対象は、ウォーターPPPレベル3.5及びその他業務（仕様発注）両方を合わせてPFI法に基づく特定事業とする方針でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
282	事業概要書	44						リスク分担（案）全般	事業開示時点で状況が不明確なもの（未調査管路）及び事業開始後に調査等ができない管路施設に起因した事故については、瑕疵担保リスクと認識してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
283	事業概要書	44						リスク分担（案）物価変動	「一定の範囲内」について、募集要項等の公表時には、具体的に明示いただけますようお願いいたします。	公表時には具体的に明示することを予定しています。
284	事業概要書	44						リスク分担（案）第三者損害	事業開示時点で状況が不明確なもの（管路、水槽内部等未調査かつ短期的に目視困難箇所）及び事業開始後に調査等ができない管路施設に起因した事故については、瑕疵担保リスクと認識してよろしいでしょうか。	No. 282に同じ。
285	事業概要書	44						リスク分担（案）不可抗力リスク	2段目対応等「止」誤記と思われます。 中→中止、後半の止は誤記	誤記のため修正します。
286	事業概要書	44						リスク分担（案）不可抗力リスク	不可抗力において、「受注者の責に帰すべき事由が認められる場合」とはどのような場合でしょうか。	要求水準書及び提案書等の契約書類に定められた対応が無されていた場合（リスク回避のための適切な処置を怠ったことに起因する被害の拡大等）を想定しています。なお、責に帰すべきが明瞭でない内容については協議によることを想定しています。
287	事業概要書	44						リスク分担（案）瑕疵担保リスク	瑕疵担保リスクが重複しています。 3段目は、契約不適合かと考えます。	前段について、No. 248に同じ。 後段について、記載を契約不適合に修正します。
288	事業概要書	44						リスク分担（案）瑕疵担保リスク	事業開始以後の事象に由来する瑕疵について、事業開示時点で状況が不明確なもの（管路、水槽内部等未調査かつ短期的に目視困難箇所）及び事業開始後に調査等ができない管路施設については、発注者のリスクであると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
289	事業概要書	45						リスク分担（案）技術革新	受注者が自ら採用した技術については、異論ありませんが、市の指示や法令等の変更による採用技術での追加費用は、発注者であると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
290	要求水準書（素案）	3	1	1-5		(4)	(ケ)	実施体制	SPCの本社所在地を新居浜市所有の今回対象施設とすることは可能でしょうか。	可能です。
291	要求水準書（素案）	3	2					事業実施計画書の要求水準	事業者から貴市への提出期日等の規定がありませんが、規定される予定はありますでしょうか。	契約書公表時に示します。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答訂正（案）
292	要求水準書 （素案）	3	2					事業実施計画書の要求水準	ストックマネジメント計画（第3期）策定業務のうち、点検・調査、改築実施設計【処理場施設】及び改築工事実施設計【下水道管路】についてストックマネジメント計画（第2期）に基づいて実施することとなるかと考えますが、公表時期をご教示願います。 また、7-3（1）より改築工事について提案することが可能と規定がありますが、設計対象や点検・調査対象施設・設備の変更提案は、認められますでしょうか。	前段について、公表時期は現在精査中です。 後段について、施設状況に応じて市との協議の上、変更することは可能です。
293	要求水準書 （素案）	7	3	3-3				事業期間を通じて市が事業者者に委託する業務	要求水準及び補正事項について記載なき事項であっても、市が事業者者に委託する業務の範囲において、事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め市に提案するものとする、とありますが、提案した内容は増額の対象になりますか。	No.78に同じ。
294	要求水準書 （素案）	8	3	3-4	3-4-1	(2)	(ア) (イ) (ウ)	水道、燃料、電力、薬品類、その他消耗品等の調達管理	調達管理は事業者責任で行い費用は実費精算とすると記載がありますが、民間事業者が一括購入する等のスケールメリットが発揮できないと思いますので、何らかの指標の提示をお願いいたします。	日常の運転業務を本事業に含んでいないことから、実費精算としています。ご意見については今後の検討の参考とします。
295	要求水準書 （素案）	9	3	3-4	3-4-2			保守管理業務の要求水準	資材の調達等が不要な軽微なものについては補修・調整を事業者の負担で行うものとする、とは具体的にどのようなものでしょうか。	市側で準備している予備品（タイマー、リレー、圧力計、グランドバックシン、補修用塗料）を用いた補修を想定しています。
296	要求水準書 （素案）	9	3	3-4	3-4-2	(2)	(オ)	配水池内部等の計画的清掃	潜水士を用いて行うものとする。と記載がありますが、潜水士に代わり新技術を用いて調査を実施することは許可頂けますでしょうか	No.251に同じ。
297	要求水準書 （素案）	9	3	3-4	3-4-2	(3)		衛生管理業務	ここでは「除草剤や農薬等は使用してはならない」とされていますが、一方で14P、4-3-1（2）（ウ）では、「食害防止の薬剤散布等の樹木管理」とあります。どちらを優先させたら良いのか、ご教示ください。	除草剤や農薬等の使用は施設によって可否が異なります。
298	要求水準書 （素案）	10	3	3-4	3-4-3	(1)		突発修繕	水道施設では、計画修繕を業務に含めないのでしょうか。	計画修繕は含めません。
299	要求水準書 （素案）	12	3	3-6	3-6-1	(3)	(ア)	水管橋及び添架管法令点検	法令点検の提案の参考としたいため、過年度の点検内容、点検結果、点検周期等の資料提供をお願い致します。	開示資料に追加します。（対象の基幹管路は2年に1回の点検を実施しています。）
300	要求水準書 （素案）	12	3	3-6	3-6-1	(3)	(イ)	漏水調査（目視点検）	過年度の点検内容、点検結果、点検周期等の資料提供をお願い致します。また管路付帯施設を具体的にご教示下さい。	前段について、施設巡回等の際にルート上をパトロールし、目視で点検していますが、特に記録はございません。 後段について、管路付帯施設とは目視で確認が可能な制水弁、空気弁等のボックス類を想定しています。
301	要求水準書 （素案）	12	3	3-6	3-6-2	(1)		突発修繕	水道施設では、計画修繕を業務に含めないのでしょうか。	計画修繕は含めません。
302	要求水準書 （素案）	16	4	4-4	4-4-1	(2)	(イ)	事業者が処理すべき水量	「処理に未達があったときは」と規定されていますが、当該量以内を処理できなかった場合との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
303	要求水準書 （素案）	17	4	4-4	4-4-1	(3)	(ア)	本業務で上限とする水質	詳細は契約書（案）公表時に示すとのことだが、「流入下水の水質」を超えたときと規定されていますが、雨天時等において明らかに薄い場合の考え方についてご教示ください。	雨天時侵入水等による処理機能低下がみられないため、現時点では規定を設けることは想定していません。
304	要求水準書 （素案）	18	4	4-4	4-4-1	(3)	(イ)	事業者が確保すべき水質	貴市では、標準活性汚泥法及びステップ流入式2段消化脱窒法の併用であるため、T-N及びT-Pの要求水準を設定されていますが、各系列での処理水質を計測できるような施設となっていますでしょうか。	各系列で処理水質を計測できる施設とはなっていません。
305	要求水準書 （素案）	18	4	4-4	4-4-1	(4)		汚泥処理の要求水準	「乾燥処理により汚泥の減量化に努めるものとする。」と規定されてますが、事業期間中に乾燥工程を導入する予定でしょうか。もしくは、附帯事業等により、提案を求めるという認識でしょうか。	乾燥工程の導入については現在検討中です。
306	要求水準書 （素案）	19	4	4-4	4-4-1	(7)	(ア)	水道、ガス、燃料の調達管理	「必要な水は菊本水源池より事業者の責任と費用により調達すること」と規定されており、対象の水源は井戸と想定しますが、費用はポンプの維持管理費のみで別途市との契約及び水道料金使用料は不要との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
307	要求水準書 （素案）	19	4	4-4	4-4-1	(7)	(ア) (イ) (ウ)	調達管理業務	調達管理は事業者責任で行い費用は実費精算とすると記載がありますが、民間事業者が一括購入する等のスケールメリットが発揮できないと思いますので、何らかの指標の提示をお願いいたします。	今後の検討とします。
308	要求水準書 （素案）	19	4	4-4	4-4-1	(7)	(ウ)	薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理	「使用する薬品の種類については、あらかじめ市と協議を行い」と規定されておりますが、どの段階での協議を想定されていますでしょうか。	年間事業計画書提出時及び使用する薬品を変更する段階を想定しています。
309	要求水準書 （素案）	19	4	4-4	4-4-1	(9)		下水処理場PRの補助業務	現在想定されている処理場見学等の時期及び回数/年を可能な範囲でご教示願います。もしくは、事業者の提案によるものでしょうか。	例年市で実施している処理場施設に関する見学等は以下のとおりです。 ・施設見学：市内の小学校（12校）の小学4年生、6月、9～12月に実施 ・インターンシップ：高専生、大学生、社会人など、1～3回/年 ・職場体験：市内の中学生（3～4人）、1～3校/年
310	要求水準書 （素案）	19	4	4-4	4-4-2	(1)	(ア)	保守管理業務	現在市が認識している休止施設、異常等が確認されている施設及び設備について、ご教示願います。	開示資料－公共下水道事業－維持管理報告書をご確認ください。点検等未実施の施設は、休止施設となります。
311	要求水準書 （素案）	19	4	4-4	4-4-2	(2)	(ア) (イ) (ウ)	保守点検業務	資材の調達等が不要な軽微なものについては事業者負担となっておりますが、軽微などどのような状況を想定されていますかご教示ください。	汎用工具と汎用部品を用いて現場従事者において対応可能な補修及び塗装を想定しています。
312	要求水準書 （素案）	21	4	4-4	4-4-3			修繕業務の要求水準	年間の修繕額は、年度毎の使い切りでしょうか（翌年度等への繰越可否）。また、精算方法について、現時点での想定をご教示願います。	修繕費の年度繰越は想定していません。 精算方法は要求水準書（素案）に記載のとおりです。
313	要求水準書 （素案）	21	4	4-4	4-4-4	(2)	(イ)	廃棄物管理の事務	各契約先との調整は事業者が行うものとするに記載がありますが、今後の検討にあたり、過去市で調整した事項についてご教示下さい。	毎月搬出計画を作成し、搬出先と協議後、処分先を決めています。また、変更があった場合も協議し、処分先を変更しています。
314	要求水準書 （素案）	21	4	4-4	4-4-4	(2)	(ウ)	廃棄物管理の事務	運搬処分全ての費用について実費精算とすると記載がありますが、参考に過年度清算した費用について開示お願い致します。	公表資料－業務委託一覧（処理場施設）－「浄化槽汚泥貯留槽等砂出清掃業務委託」をご確認ください。
315	要求水準書 （素案）	22	4	4-4	4-4-4	(2)	(ア)	廃棄物管理の事務	産廃処分は、事業者自らが契約し再委託することが可能（包括的民間委託ガイドラインに記載）ですが、一廃処分についても、事業者自らが契約し再委託することが可能と捉えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答訂正（案）
316	要求水準書 （素案）	23	4	4-5	4-5-1			運転管理業務の要求水準	し尿浄化槽汚泥の受入計画は、事業者の提案でしょうか。もしくは、市の受入計画に基づき、運転管理計画を策定するのでしょうか。	し尿・浄化槽汚泥の受入は、市で搬入日を計画しますので、当該計画に基づき【4-2】の受入量で、運転管理計画を策定してください。
317	要求水準書 （素案）	23	4	4-5	4-5-1	(4)	(ア)	調達管理業務	調達管理は事業者責任で行い費用は実費精算すると記載がありますが、民間事業者が一括購入する等のスケールメリットが発揮できないと思いますので、何らかの指標の提示をお願いいたします。	No.307に同じ。
318	要求水準書 （素案）	24	4	4-5	4-5-2	(1)		保守管理業務	現在市が認識している休止施設、異常等が確認されている施設及び設備について、ご教示願います。	休止施設及び異常等が確認されている施設・設備はありません。
319	要求水準書 （素案）	24	4	4-5	4-5-2	(2)	(ア) (イ)	保守点検業務	資材の調達等が不要な軽微なものについては事業者負担となっておりますが、軽微などどのような状況を想定されていますかご教示ください。	汎用工具と汎用部品を用いて現場従事者において対応可能な補修及び塗装を想定しています。
320	要求水準書 （素案）	24	4	4-5	4-5-2	(3)	(ア) ①	清掃業務	「沈砂等は一般廃棄物のため、事業者は、処分先市町村の許可を得た上で・・・」となりますが、事業者自らが許可を得るのは、ハードルが高いと思われます。この場合、一廃処分を再委託することは可能でしょうか。	再委託は可能です。
321	要求水準書 （素案）	25	4	4-5	4-5-2	(3)	(ア) ②	清掃業務	他経費(負担金・協力費等)について今後の検討にあたり過年度の支出額について開示お願い致します。	No.129に同じ。
322	要求水準書 （素案）	25	4	4-5	4-5-3			修繕業務の要求水準	年間の修繕額は、年度毎の使い切りでしょうか（翌年度等への繰越可否）。また、精算方法について、現時点での想定をご教示願います。	修繕費の年度繰越は想定していません。 精算方法は要求水準書（素案）に記載のとおりです。
323	要求水準書 （素案）	26	4	4-5	4-5-4	(2)	(ア)	廃棄物管理の事務	「事業者は、一般廃棄物の運搬及び処分に係る契約及び管理を行うものとする。」となりますが、この場合も「一廃処分を再委託すること」は可能でしょうか。	No.320に同じ。
324	要求水準書 （素案）	29	4	4-7	4-7-2	(2)	(ア)	管路施設の保守管理業務	「事業者は事業期間終了時、業務範囲における法令点検対象施設が著しい損傷がない状態で市に引渡しが行えるよう」と規定されていますが、法令点検対象施設のMHにおいて、現時点でも耐震性無、腐食が進行している箇所もあることから健全な状態に市で対策後、管理委託いただけたとの認識でよろしいでしょうか。もしくは、修繕・改築の費用を見込んでいただけますでしょうか。	事業開始時に健全な状態での引継ぎが可能かは未確定です。そのため、事業開始時の状況及び維持管理状況をもとに、事業者が計画的な修繕・改築を行うことにより著しい損傷が無い状態で事業期間終了時に市に引き渡すことを意図しています。なお、リスク分担に記載のとおり、資金調達の不足による未達は市側のリスクとなります。
325	要求水準書 （素案）	29	4	4-7	4-7-2	(3)	(ア)	法令点検	管渠について、「m」記載となっておりますが、管口カメラ等による点検ではなく、TVカメラ等による調査を想定されていますでしょうか。 また、上記が管口カメラの場合、マンホール深3m以上となる場合、TVカメラ等による調査費用を見込んでいただけますでしょうか。	ご意見については今後の検討の参考とします。
326	要求水準書 （素案）	29	4	4-7	4-7-2	(3)	(イ)	計画点検	管渠について、「m」記載となっておりますが、管口カメラ等による点検ではなく、TVカメラ等による調査を想定されていますでしょうか。 なお、「点検調査を行う」と規定があることから事業者の提案によるとの理解でしょうか。	ご意見については今後の検討の参考とします。
327	要求水準書 （素案）	29	4	4-7	4-7-2	(3)	(イ)	計画点検	MH蓋については、規定がありませんが、計画点検の対象外でしょうか。	計画点検の対象となります。
328	要求水準書 （素案）	29	4	4-7	4-7-2	(3)	(イ)	計画点検	本号に記載の内容と6-5との関連性について確認させてください。 4-7-2は、保守点検に基づいた点検（4）調査・清掃も事故等に起因した調査 6-5では、計画的維持管理を踏まえた点検・調査であり、別業務としての認識（提案価格の揭示）でよろしいでしょうか。	4-7-2(4)は突発的な事象発生時における原因究明・対応策検討のための調査です。4-7-2(3)(イ)と6-5は同意議でありストックマネジメント計画策定における健全度評価のための調査です。
329	要求水準書 （素案）	29	4	4-7	4-7-2	(4)		調査・清掃業務	年間の調査・清掃に係る額は、年度毎の使い切りでしょうか（翌年度等への繰越可否）。また、精算方法について、現時点での想定をご教示願います。	当該調査・清掃費の年度繰越は想定していません。 精算方法は要求水準書（素案）に記載のとおりです。
330	要求水準書 （素案）	29	4	4-7	4-7-2	(4)	(ア) ④	調査・清掃業務	今後の検討にあたり、市が別途契約締結している「管渠等清掃業務」について契約書等の開示をお願い致します。	開示資料に追加します。
331	要求水準書 （素案）	29	4	4-7	4-7-2	(4)	(イ)	清掃	清掃実施後に発生すると考えられる土砂や廃棄物について、処分先の指定等ありますでしょうか。また、処分費用の負担区分については、事業者でしょうか。	処分の指定先はありません。処分費用については清掃の費用に含むものと想定しています。
332	要求水準書 （素案）	30	4	4-7	4-7-3			修繕業務の要求水準	年間の修繕に係る額は、年度毎の使い切りでしょうか（翌年度等への繰越可否）。また、精算方法について、現時点での想定をご教示願います。	修繕費の年度繰越は想定していません。 精算方法は要求水準書（素案）に記載のとおりです。
333	要求水準書 （素案）	31	4	4-7	4-7-4	(1)	(ウ)	情報管理業務の要求水準	日々の点検や保守管理、調査及び修繕等の情報について、「なお、市で現在使用している管路台帳及び管路台帳に登録されている情報の使用は事業者の判断による」と規定があることから、市で現在使用している管路台帳への登録は不要との理解でよろしいでしょうか。必要な場合、登録手法（事業者で可能なのか、委託が必要なのか（費用含）、管理番号等をキーとして汎用表計算ソフト形式でのデータ提供で良いのか）についてご教示願います。	現在使用している管路台帳への登録は必須ではありません。ただし、提案において現在使用している管路台帳に関する提案を妨げるものではありません。
334	要求水準書 （素案）	31	4	4-7	4-7-4	(1)	(ウ)	情報管理業務	市で現在使用している管路台帳システムとは別途となるGIS基盤としたデータベースシステムを構築した場合、市としては複数のシステムを運用する事になりますでしょうか、許容頂けますでしょうか。その際の構築、運用費用については市負担も考えられるでしょうか。ご教示下さい。	協議の上、市と蓄積する情報等を共有できるシステムであれば複数のシステム運用を許容します。また、システムの構築、運用費用は今後の検討とします。なお、蓄積する維持管理情報については市に帰属するものとします。
335	要求水準書 （素案）	33	5	5-4	5-4-1	(4)	(ア) (イ) (ウ)	調達管理業務	調達管理は事業者責任で行い費用は実費精算すると記載がありますが、民間事業者が一括購入する等のスケールメリットが発揮できないと思いますので、何らかの指標の提示をお願いいたします。	No.294に同じ。
336	要求水準書 （素案）	36	5	5-6	5-6-1	(3)	(ア)	点検	バルブ等について・・・開閉確認を行うものとする」と記載があります。今後の検討にあたり過去の操作回数、現状の状況について開示お願い致します。	これまでの運用状況については以下のとおりです。 ・点検での操作は月1～2回程度 ・点検外のバルブ等調整操作業務は、取水調整関係は日常的に操作、ドレーン類は1シーズンに1～6回程度
337	要求水準書 （素案）	36	5	5-6	5-6-1	(3)	(イ)	点検	地上から・・・管路付帯施設の損傷等点検と記載があります。管路付帯施設とは何を指すものなのでしょうか、具体的にご教示下さい。	管路付帯施設とは目視で確認が可能な制水弁、空気弁等のボックス類を想定しています。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答訂正（案）
338	要求水準書 （素案）	37	6	6-2				業務実施体制及び配置技術者	事業期間中において管理技術者を変更する場合には、ペナルティはありますか。	ペナルティは想定していません。
339	要求水準書 （素案）	37	6	6-2		(1)	(イ) (ウ)	業務の基本的水準	事業者とはコンサルタントを含む構成企業、協力企業として理解してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご認識のとおりです。
340	要求水準書 （素案）	38	6	6-2		(2)	(ア)(イ) (ウ)(エ) (オ)	業務実施体制及び配置技術者	管理及び照査技術者について配置を求められていますが、配置する技術者実績については相当な経験とあります。特に配置に関する条件(年度、件数)は今後の募集要項等に記載されるのでしょうか、ご教示下さい。	年度、件数について要件化することは想定していません。
341	要求水準書 （素案）	38	6	6-2		(2)	(イ)	業務実施体制及び配置技術者	管理技術者の資格要件として、「総合技術監理部門（水道事業及び工業用水道事業は水道及び工業用水道、公共下水道事業は下水道）、または、上下水道部門（水道事業及び工業用水道事業は水道及び工業用水道、公共下水道事業は下水道）の技術士の資格を有するもの」と規定されておりますが、管理技術者1名で各資格を有している必要がありますでしょうか。または、各事業で管理技術者を配置する想定でしょうか。	1名で各資格を有する必要は無く、各業務単位で業務内容にあった管理技術者の配置を求めることを意図しています。なお、要件を満足すれば複数の業務の兼務も認められます。
342	要求水準書 （素案）	38	6	6-2		(2)	(ウ)	業務実施体制及び配置技術者	照査技術者の資格要件として、「総合技術監理部門（水道事業及び工業用水道事業は水道及び工業用水道、公共下水道事業は下水道）、または、上下水道部門（水道事業及び工業用水道事業は水道及び工業用水道、公共下水道事業は下水道）の技術士の資格を有するもの」と規定されておりますが、照査技術者1名で各資格を有している必要がありますでしょうか。または、各事業で照査技術者を配置する想定でしょうか。	1名で各資格を有する必要は無く、各業務単位で業務内容にあった照査技術者の配置を求めることを意図しています。なお、要件を満足すれば複数の業務の兼務も認められます。
343	要求水準書 （素案）	39	6	6-2		(4)	(ア)(イ) (ウ)	積算基準	水道、工水、下水道等積算基準の記載がありますが、別途必要になった場合は協議により使用する事で宜しいでしょうか、ご教示下さい。例えば下水道協会、管路協、管路点検調査積算基準、水コン協基準歩掛等	ご認識のとおりです。
344	要求水準書 （素案）	40	6	6-2		(10)		国交付金交付要領	交付金対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとありますが、交付金対象の場合は代価表を含めた金入り設計書の作成を想定されていますか。また、対象外でも代価を含めた金入り設計書の作成を行う必要がありますか。	ご認識のとおりです。
345	要求水準書 （素案）	40	6	6-3		(1)	(ア)	水道事業及び工業用水道に関する業務	構成企業から協力企業以外の民間企業へ別途請負契約を締結する事は可能でしょうか。ご教示下さい。	ご意見については今後の検討の参考とします。
346	要求水準書 （素案）	41	6	6-4	6-4-1			年次計画表	市で作成している年次計画表はいつ頃公表の予定でしょうか。また年次計画表とその計画書（検討書）も公表していただけますか。	公表時期等については現在調整中です。
347	要求水準書 （素案）	41	6	6-4	6-4-1			年次計画見直し業務	年次計画見直し業務を実施するための基礎資料としての水道・工水の既設施設竣工図書（土木、建築、機械、電気）は揃っている状況でしょうか。また、その情報は紙ベースでしょうか。	竣工図書は紙ベースもしくはCADデータで概ね揃っています。
348	要求水準書 （素案）	41	6	6-4	6-4-1			水道・工業用水道改築年次計画見直し業務	水道及び工業用水の改築計画は「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を参考としたものではなく、貴市作成の計画を基に検討するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、年次計画の見直しに関する主作業は市で行うことを予定しており、事業者は保守管理情報をもとにした情報提供や助言等の実施を想定しています。
349	要求水準書 （素案）	42	6	6-4	6-4-2			施工方法の検討	停水による影響を最小限とする施工計画の検討行う、とありますが、鹿森ダムの凌漑時期は事前に把握が可能でしょうか。	凌漑時期については概ね把握が可能です。
350	要求水準書 （素案）	42	6	6-4	6-4-2			竣工図	工水管路の既存状況を把握するための竣工図はどの程度揃っている状況でしょうか。	平面図及び縦断図のほか、管体の内外面調査結果等の提供が可能です。
351	要求水準書 （素案）	42	6	6-4	6-4-2	(2)	(イ) ③	配水管基本設計	布設ルート検討について、別途業務概要書37ページに更新路線図の記載がありますが、採用案として考えればよろしいでしょうか。またルート検討にあたり事前に関連機関と協議は終了されているでしょうか。仮に別ルートとなった場合、調査費については市負担で考えてよろしいでしょうか。	更新路線図は更新対象箇所を示したものです。基本設計においてルート検討、関連協議を実施していただくことを想定しています。
352	要求水準書 （素案）	43	6	6-4	6-4-3			業務概要	詳細設計で作成する設計書については代価を含めた金入り設計書を想定されていますか。また、単価については実務必携に示されている手法で積算する考え方ででしょうか。	ご認識のとおりです。
353	要求水準書 （素案）	43	6	6-4	6-4-3	(1)	(イ) ③	業務対象	業務概要にDIPΦ800mmL=1,000mの記載がありますが、42頁6-4-2(ア)にはL=1,700mと記載があります。1,700mの内数として考えればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
354	要求水準書 （素案）	45	6	6-4	6-4-4	(2)		市の監督職員	P.46③では管理技術者が承諾を行う記載がありますが、市の監督職員と工事監理業務の管理技術者の役割をご教示ください。	開示資料に追加します。
355	要求水準書 （素案）	46	6	6-5	6-5-1			ストックマネジメント計画(第3期、第4期)	第3期計画期間R14～18年度、第4期計画期間19～23年度と記載がありますが、本業務開始前に第2期計画を策定予定でよろしいでしょうか。本事業に影響がありますので、第2期策定にあたっては、本要求水準書に踏まえた、業務仕様書(要求水準書)として発注を考えられているのでしょうか、回答可能な範囲でご教示下さい。	第2期計画については本業務開始前に策定予定です。なお、予定する更新設備や事業費等の見通しを募集要項公表時に示します。
356	要求水準書 （素案）	46	6	6-5	6-5-1			ストックマネジメント計画（第3期）策定業務	当該業務内容には、点検・調査計画の策定が含まれていませんが、業務対象外で別途市が作成するという認識でしょうか。	点検調査計画については市から示すこととします。なお、点検調査計画の簡易な変更については日常の保守点検上の気付きをもとに、通常の保守点検業務の範囲内で行われるもとの想定しています。
357	要求水準書 （素案）	46	6	6-5	6-5-1	(1)	(イ)	業務対象	雨水に係る業務がありませんが、雨水に関しては、別途市が実施するという認識でよろしいでしょうか。 また、別途作成する場合、最終的な取りまとめや各種調整は、市及び事業者のどちらが実施する想定でしょうか。	前段について、ご認識のとおりです。 後段について、市で実施します。
358	要求水準書 （素案）	47	6	6-5	6-5-1	(2)	(ア)	点検・調査の実施	本号に記載の内容と4-7-2_（3）との関連性について、4-7-2は保守点検に基づいた点検、6-5では計画的維持管理を踏まえた点検・調査であり、別業務としての認識（積算）でよろしいでしょうか。 別業務とした場合、対象施設は、処理場施設及び汚水MP（土木、建築（機械・電気）、機械及び電気）管渠、MH、MH蓋であり、予定数量が今後示されるとの認識でよろしいでしょうか。	前段について、No.328に同じ。 後段について、募集要項公表時に示します。
359	要求水準書 （素案）	47	6	6-5	6-5-1	(2)		業務内容	ここでの記載は、処理場・ポンプ場を対象とした内容になっていると感じます。管路施設を対象としたストックマネジメント計画策定に関する業務内容の記載を追記いただいた方がよいと考えますので、ご検討をお願いいたします。	ご意見については今後の検討の参考とします。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答訂正（案）
360	要求水準書 （素案）	48	6	6-5	6-5-1	(5)		補足事項	改築が必要にもかかわらず補助判定において単独と判定されたため、ストックマネジメント計画対象とならなかった施設の改築実施状況についてご教示ください。 また、今後の事業執行にあたり予算または事業の効率性等により先送りとせざるを得なくなった場合の改築方針についてご教示ください。	前段について、単独対象については現時点では改築未着手です。 後段について、他の単独事業も含めて優先順位を検討し、実施していくことを想定しています。
361	要求水準書 （素案）	48	6	6-5	6-5-1	(5)		補足事項	下水道総合地震対策は市で策定するとの認識でよろしいでしょうか。また、下水道総合地震対策策定時には、その対策内容について事業者も交えて協議いただけたとの認識でよろしいでしょうか。 もしくは、業務開始前において策定済であれば、事前に情報提供いただけますでしょうか。	下水道総合地震対策計画（第2期）は令和3年度から令和7年度までの計画期間で実施しておりますが、令和7年1月に上下水道耐震化計画を策定し事業を実施していくため、今後下水道総合地震対策を策定する予定はありません。なお、上下水道耐震化計画については令和7年3月12日に当市ホームページに掲載しています。
362	要求水準書 （素案）	49	6	6-5	6-5-2	(5)	④	ストックマネジメント計画(第4期)策定業務	「何らかの理由で実施されなかった場合」との記載がありますが、現時点において想定される具体的な理由をご教示下さい。 また、「再検討」の記載については帰責者責任により費用負担するお考えがあるでしょうか。	前段について、交付金の充当額が不足した場合や、社会情勢に伴う資材調達の流れなどが想定されます。 後段について、前段で記載の遅れに関する再検討については、第4期策定業務の範囲内と想定しています。
363	要求水準書 （素案）	50	6	6-5	6-5-3	(2)	(ア) ②	改築実施設計【処理場施設】	改築対象施設の改築とあわせた耐震補強の実施が必要な施設・・・と記載がありますが、必要となった場合の耐震補強設計(構造計算含む)は別途業務と考えればよろしいでしょうか、本業務で実施の場合は変更契約となると思いますので、契約書等に明記をお願いします。	要求水準書6-5-3(2)に記載のとおり、本業務には、耐震補強実施の必要性確認、耐震補強方法の検討及び補強構造計算を含む耐震計算書の作成を含みます。
364	要求水準書 （素案）	50	6	6-5	6-5-3	(2)	(イ) ① ② ③	改築実施設計(詳細設計)業務で行う計算書の作成	機械、電気のそれぞれにおいて「耐震計算書」との記載がありますが、具体的な対象は何になるでしょうか。なお、下水道用設計標準歩掛表では、記載が削除されています。	項目を削除します。
365	要求水準書 （素案）	53	6	6-5	6-5-3	(5)	(ア)	補足事項	ダウンサイジングを含めた最適な施設規模の検討と記載がありますが、業務範囲に下水道事業における全体計画及び事業計画変更業務が含まれておりません。管理更新の一体性を考慮すると、下水道事業における計画関連業務を含め、事業全体の計画を策定することが必要と思われるので、業務範囲について再度ご検討いただけないでしょうか。	ご意見については今後の検討の参考とします。
366	要求水準書 （素案）	56	6	6-5	6-5-6	(1)	(イ)	業務対象	業務概要は想定とのことですが、新規整備に雨水管が含まれており、これについては、市が設計及び工事発注し、それに対して工事監理を行うという認識でしょうか。	汚水管及び雨水管についての実施設計及び工事監理を業務範囲として予定しています。
367	要求水準書 （素案）	56	6	6-5	6-5-6	(1)	(イ)	業務条件	令和9年度の工事監理業務について、市の設計に基づいて実施するものと理解してよろしいでしょうか。また、設計図書の情報提供はいつ頃を想定されていますでしょうか。	前段について、管路の工事監理業務については事業期間を通じて、市が発注した工事に対して実施するものとご認識ください。 後段について、各年度毎に当該年度発注工事の情報を提供します。 今後公表を予定しています。公表時期等については現在調整中です。
368	要求水準書 （素案）	61	7	7-3		(1)	(ア)	ストックマネジメント計画に基づく改築工事	「事業開始後の施設状況に応じて、対象施設の変更または順序の変更を事業者が提案することが出来る」と規定されていますが、令和9年度の工事実施予定（実施予定、設計のみ）についてご教示願います。	
369	要求水準書 （素案）	69	10	10-1		(3)		確認の方法	管路、人孔及び樹について全ての既存施設の健全性等の確認は困難と考えますが、どのような方法を想定されていますでしょうか。10-1 (1) (イ) 及び (2) に基づき協議の上決定するという理解でよろしいでしょうか。 なお、上記の協議時期はいつ頃を想定されていますでしょうか。基本協定締結後と想定した場合、当該確認に要する費用の提案時点における算定方法についてご教示願います。	要求水準書(素案)10-1に示す手続きによる確認を想定しています。全ての施設の確認は困難であることは承知していますので、双方協議により、対応可能な範囲での確認および措置について決定します。
370	要求水準書 （素案）	75	13	13-1				業務日報	詳細は契約書（案）公表時に示すとのことですが、業務日報の提出は市（全て確認）及び事業者にとって事務負担が大きくなるため、ご配慮いただけないでしょうか。	ご意見については今後の検討の参考とします。
371	要求水準書 （素案）	83	14	14-3				セルフモニタリング	セルフモニタリングにおける要求水準項目や提案項目の実施状況については、チェックリストのような形での実施のイメージで良いでしょうか。また、セルフモニタリング報告会などは開催は想定されていますか。	前段について、ご認識のとおりです。詳細については事業者からの提案によるところを想定しています。 後段について、報告会は想定しています。報告会の頻度等については検討中です。
372	要求水準書 （素案）	84	14	14-4				月間の業務実施状況の確認	市は事業者の立会いの上と規定されていますが、貴市にて毎月対面（WEBも可でしょうか）での確認・協議が必要との理解でしょうか。 業務日報、月報も提出義務がある中で対面で毎月確認・協議となると負担が過大となると考えますので、ご配慮いただけないでしょうか（四半期毎など）。	ご意見については今後の検討の参考とします。
373	要求水準書 （素案）	89	14	14-6	14-6-3			委託料の減額	要求水準の未達とありますが、提案項目を含め、協議により不要となった場合でも未達との判断になるのでしょうか。	協議により不要となった場合は未達の判断とはなりません。
374	要求水準書 （素案）	91	14	14-9				事業評価委員会	第三者機関における事業評価委員会ですが、どのようなメンバー構成を想定されていますか。学識経験者などを委員に加えるご予定はありますか。	事業評価委員会の委員については、事業評価委員会開催時期頃の囑託を予定しているため、現時点で構成は未定です。
375	事業概要書	7	1	1-5	図1			本事業に係る事業方式のイメージ	その他業務は「仕様発注」と記載されていますが、一方で、汚水樹設置は「DB+CM」となっています。 一般的にDBとは設計施工を意味しており、仕様発注ではなく性能発注という認識です。また、DBとCMを一体で発注する場合、SPC自体が施工を実施することは困難と考えられるため、構成企業もしくは第三者に再委託（工事発注）する形になり、それをCM業務で管理するイメージになるかと思います。 これらを総合して考えるとアットリスク型CM方式のスキーム（に設計が加わったもの）になると考えられますが、ここでいう「仕様発注」とは、汚水樹設置箇所の選定と実施時期の決定等の計画的な要素は全て貴市にて行うことを指しており、施工に関する部分は設計含めて一切を事業者の責任で行う形になるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。その他業務の表記について、ご意見を参考に見直します。
376	事業概要書	7	1	1-5	図1			更新支援型で計画した改築計画の扱いについて	更新支援型で計画した改築工事について、貴市は事業者が策定した計画や実施設計に基づき改築工事の募集を行い、受注者が決まった後、事業者（SPC）がその工事監理を担うと認識しております。改築工事の内容によっては、SPCの構成員も入札に参加したいと考えておりますので、情報統制がとられていることを前提に、SPC構成員も改築工事への参画は可能な制度設計をご検討願います。	本事業において実施設計を行った改築工事等の入札に関してましてはSPCの構成員は参加することはできません。ただし、更新計画をもとに市で詳細設計を行った改築工事等の入札に参加することは可能と考えています。
377	事業概要書	9	1	1-6	表1	注3		本事業の対象施設ごとの対象業務	「事業期間中に更新支援型から更新実施型に移行することを想定している」とありますが、何を契機として移行されるご予定でしょうか。	本事業で実施する、「工水管路改築工事基本設計業務」の結果を受け、対象とする範囲を協議の上、選定し、更新実施型へ移行することを想定しています。
378	事業概要書	9	1	1-6	表1	注4		本事業の対象施設ごとの対象業務	「実施設計及び設置工事については市が指定する業者に委託することを想定している」とありますが、いわゆるDB部分を市が指定するのであれば、事業者の業務は工事監理及び検査のみではないでしょうか。 業務範囲に実施設計と設置工事を組み込んでいる意図をご教示ください。	実施設計及び設置工事については、市が委託業者を指定しますので、SPCは当該業者と契約のうえ、設置工事全般のマネジメントを行うものと考えています。 なお、事業者には、主に契約手続き等にかかる事務業務や設計・工事の監督業務等を実施していただきます。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答訂正（案）
379	事業概要書	9	1	1-6	(3)			任意事業	任意事業の実施主体は構成企業等の第三者でも認められますでしょうか。 この場合にも貴市との契約上の責任はSPCが負う前提での質問となります。	SPC又は構成企業までを認めます。
380	事業概要書	9	1	1-6	(2)			附帯事業	「応募者は附帯事業を提案する事ができるが、提案は必須ではない」とありますが、提案した場合は技術点に加算されるとの理解でよろしいでしょうか？また、提案しない場合であっても減点対象にならないとの理解でよろしいでしょうか？	No.234に同じ。なお、提案しない場合であっても減点対象とはなりません。
381	事業概要書	9	1	1-6	(3)			任意事業	「応募者は任意事業を提案する事ができるが、提案は必須ではない」とありますが、提案した場合は技術点に加算されるとの理解でよろしいでしょうか？また、提案しない場合であっても減点対象にならないとの理解でよろしいでしょうか？	No.234に同じ。なお、提案しない場合であっても減点対象とはなりません。
382	事業概要書	11	2	2-1				公募型プロポーザル方式	技術提案と応札金額のウエイトについて、技術提案に重きを置いていただきたい。具体的には技術80:価格20等	ご意見については今後の検討の参考とします。
383	事業概要書	15	2	2-3-3	(2)	オ		工事を担当する企業	「更新実施型に移行した際には、新たに構成員又は協力企業として追加することを可能とする」とありますが、工事を担う企業は必ず構成員又は協力企業として届け出なければならないのでしょうか。 事業開始後はSPCが主体となって事業を実施していくことを想定した場合、特に「協力企業」という位置づけが貴市やSPCにとって意味を成すのかが疑問です。また、新たに構成員として追加する場合、株式譲渡（もしくは新株発行）等の手続きが生じるため、単純にSPCから当該企業に工事を発注するという建付けもお認めいただけませんか？	ご意見については今後の検討の参考とします。
384	事業概要書	17	2	5	(2)			SPC設立場所	「SPC として会社法に規定する株式会社を新居浜市内に速やかに設立しなければならない」と記載ありますが、新居浜市下水処理場内等、今回管理対象範囲の敷地内に設立させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
385	事業概要書	44		別紙3	1/3			リスク分担（案）	経済リスクのうち、物価変動リスクは「受注者」となっています。 要求水準書（素案）を見ると、電力や薬品等のユーティリティについては実費を市が負担する契約になると推察されますが、このような場合は、物価変動リスクは貴市が負うことになるという理解でよいでしょうか。 上記理解が正しいようでしたら、リスク分担表も見直しをお願いいたします。	実費を市が負担するものについては市側のリスクになるものと考えます。リスク分担表については今後の検討の参考とします。
386	事業概要書	44		別紙3	1/3			瑕疵担保リスク	「本業務において整備された施設や情報に瑕疵が発見された場合」業務終了より2年以内にさせていただきます。	ご意見については今後の検討の参考とします。
387	事業概要書	45		別紙3	2/3			リスク分担（案）	受注者の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大のリスクが受注者となっています。 汚水樹設置に係る実施設計、設置工事は市が指定する業者に委託することを想定されていると思いますが、下請業者を受注者が選定できない場合は、再委託先の遂行能力の判断がつかないため、全てのリスクを受注者が負うことは難しいと考えられます。 そのような場合のリスク負担については、ご配慮いただきたく願います。	市は、業務の履行が可能であることを確認のうえ、委託する業者を指定します。事業者は、当該リスクが発生しないように管理してください。 完了遅延・設計費の増大が発生した場合、帰責事由を確認のうえ、リスク分担について協議します。
388	事業概要書	46		別紙3	2/3			リスク分担（案）	「供用開始」における設計の遅延、工事未着手等のリスクが受注者となっています。 汚水樹設置に係る実施設計、設置工事は市が指定する業者に委託することを想定されていると思いますが、そのような場合には、下請業者を受注者が選定できないため、そのリスクを負うことはできないと考えられます。 このような条件を鑑み、汚水樹設置の供用開始の遅延に係るリスクは受注者の負担範囲を限定していただきたく願います。	市は、業務の履行が可能であることを確認のうえ、委託する業者を指定します。事業者は、当該リスクが発生しないように管理してください。 設計の遅延、工事未着手等が発生した場合、帰責事由を確認のうえ、リスク分担について協議します。
389	要求水準書（素案）	3	1	1-5	(4)	(オ)		実施体制	改築工事の実施に際して、事業者が「監理技術者または主任技術者及び現場代理人」を置くことと規定されていますが、SPCは改築工事の発注者であり、受注者は構成員含む第三者になると考えます。 この場合、これらの資格者等の配置は工事の受注者が担うべきものではないでしょうか。 当該部分の記載意図をご教示ください。	事業者に当該業務に必要な技術者を配置させることを意図しており、再委託企業が実施する場合は再委託企業が配置することで問題ありません。
390	要求水準書（素案）	4	2	2-2	(1)	(ケ)		5箇年事業実施計画書	地域人材の雇用に関して記載することが規定されていますが、地域人材の雇用は、事業遂行に関わる構成員等の再委託先での雇用も含まれるという理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
391	要求水準書（素案）	7	2	2-2	(1)			5箇年事業実施計画書	「市は、事業者から5箇年事業実施計画書の提出を受理した日の翌日から10日（土日祝除く。）以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、事業者に通知しなければならない」とあります。 緊急時対応計画書はどのタイミングで提出する書類なのでしょうか。 また、早期に確認いただきレスポンスをいただけることはありがたいのですが、同様に事業者に対しても10日以内の対応が求められています。そもそも10日という指定を設ける必要はあるのでしょうか。実務的な負荷を懸念しての質問です。	前段について、提出時期は契約書（案）公表時に示します。 後段について、ご意見については今後の検討の参考とします。
392	要求水準書（素案）	5	2	2-3	(1)	(ア)		年間事業実施計画書	当該年度における「業務実施組織、業務分担」との記載がありますが、業務実施組織は本事業の事業者であるSPCになるものと考えます。 業務実施組織には再委託先を含むという理解でしょうか。	ご認識のとおりです。
393	要求水準書（素案）	5						5箇年修繕計画	第1期修繕計画を立案するため、機器情報や貴市の立案している修繕計画を事前にご提示いただきますよう、よろしく願います。	事前に開示を行うことを予定しています。
394	要求水準書（素案）	6	2	2-5	(2)	(イ)		年間修繕計画書	「年間修繕計画書について、その変更、修正又は再提出を市から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10日（土日祝除く。）以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない」と記載ありますが、応札時に定められた修繕費内での変更という理解でよろしいでしょうか。また、貴市の変更に伴い発生する（修繕時期を先送り等）ことに伴う突発修繕等については、貴市負担で行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	前者について、ご認識のとおりです。 後者について、突発修繕については精算対象と想定しているため、市の費用負担により事業者が実施するものです。
395	要求水準書（素案）	6	2	2-5	(2)	(イ)		年間修繕計画書	年間修繕計画は、年度内の予算内において日々の維持管理状況によって見直しさせていただくことは可能でしょうか。	可能です。
396	要求水準書（素案）	7	2	2-3	(1)			年間事業実施計画書	「市は、事業者から年間事業実施計画書の提出を受理した日の翌日から10日（土日祝除く。）以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、事業者に通知しなければならない」とあります。 緊急時対応計画書はどのタイミングで提出する書類なのでしょうか。 また、早期に確認いただきレスポンスをいただけることはありがたいのですが、同様に事業者に対しても10日以内の対応が求められています。そもそも10日という指定を設ける必要はあるのでしょうか。実務的な負荷を懸念しての質問です。	No.391に同じ。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答訂正（案）
397	要求水準書 （素案）	7	2	2-6	(2)			緊急時対応計画書	「市は、事業者から緊急時対応計画書の提出を受理した日の翌日から10日（土日祝除く。）以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、事業者に通知しなければならない」とあります。 緊急時対応計画書はどのタイミングで提出する書類なのでしょうか。 また、早期に確認いただきレスポンスをいただけることはありがたいのですが、同様に事業者に対しても10日以内の対応が求められています。そもそも10日という指定を設ける必要はあるのでしょうか。実務的な負荷を懸念しての質問です。	No. 391に同じ。
398	要求水準書 （素案）	7	3	3-3				事業期間を通じて市が事業者に委託する業務	「要求水準及び補足事項について記載なき事項であっても、市が事業者に委託する業務の範囲において、事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め市に提案するものとする」とありますが、事業者の責任範囲を明確にするため、事業者が行うべき要求水準に関しては明確に示していただきますよう、お願いします。	ご意見については今後の検討の参考とします。
399	要求水準書 （素案）	9	3	3-4-1	(2)	(ウ)		使用する薬品について	「使用する薬品については、あらかじめ市と協議を行い、承諾を得た上で使用するものとする。」とありますが、事前の承諾が必要な薬品の対象は、JWWAの認証を得ていない薬品のみが対象、という理解でよろしいでしょうか。より自由度の高い提案（提案時における薬品の種類や量の見直し）を検討したく、ご質問させていただきます。	JWWAの認証を得ていない薬品のみが協議の対象となります。 なお、現在使用している薬品は、原塩とPACとなります。
400	要求水準書 （素案）	10		3-4-2	(1)	(ア)		事業開始時の施設機能状態（水源施設）	「事業者は事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態で市に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。」と記載あります。事業開始時においても上記と同等の機能を有した状態で貴市から事業者に引き渡される、という理解でよろしいでしょうか。	No. 324に同じ。
401	要求水準書 （素案）	10		3-4-3	(1)	(イ)		突発修繕（水源施設）	「突発修繕は年間の想定費用は●万円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）含む。）であり」と記載ありますが、●万円を超過した場合は貴市にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、●万円に満たなかった場合は、次年度以降の突発修繕費用として計上いただく制度設計をご検討お願いします	想定費用の上限額を超える場合は市と協議を行い、承認を得た上で実施することとしており、承認を得て実施の際には市が費用を負担します。なお、修繕費の年度繰越は想定していません。
402	要求水準書 （素案）	10	3	3-4-3	(1)	(ウ)		突発修繕	「費用の積算に当たっては、契約締結後速やかに、市と事業者が協議の上、諸経費の算定方法を決定するものとする。」とありますが、ここである「契約締結」とは本事業の実施に当たって、貴市と事業者が締結する実施契約という理解でよろしいでしょうか。 上記理解の場合、諸経費の考え方は、修繕の内容や金額規模によっても変わってくると考えられるため、一律の算定方法を事前に定めることは困難と考えられ、また諸経費の算定方法を貴市と協議すること自体に違和感を覚えます。 本項の記載意図についてもご教示ください。	No. 86に同じ。
403	要求水準書 （素案）	11	3	3-6-1	(2)	(ア)		事業開始時の施設機能状態（水道管路）	「事業者は事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が著しい損傷がない状態で市に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。」と記載あります。事業開始時においても上記と同等の機能を有した状態で貴市から事業者に引き渡される、という理解でよろしいでしょうか。	No. 324に同じ。
404	要求水準書 （素案）	12	3	3-6-2	(1)	(イ)		突発修繕（水道施設）	「水道管路の突発修繕は年間の想定費用及び1件あたりの上限額を130 万円（消費税等含む。）とする。」と記載ありますが、想定費用を超過した場合は貴市にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、想定費用に満たなかった場合は、次年度以降の突発修繕費用として計上いただく制度設計をご検討お願いします	想定費用の上限額を超える場合は市と協議を行い、承認を得た上で実施することとしており、承認を得て実施の際には市が費用を負担します。なお、修繕費の年度繰越は想定していません。
405	要求水準書 （素案）	12	3	3-6-2	(1)	(ウ)		突発修繕	「費用の積算に当たっては、契約締結後速やかに、市と事業者が協議の上、諸経費の算定方法を決定するものとする。」とありますが、ここである「契約締結」とは本事業の実施に当たって、貴市と事業者が締結する実施契約という理解でよろしいでしょうか。 上記理解の場合、諸経費の考え方は、修繕の内容や金額規模によっても変わってくると考えられるため、一律の算定方法を事前に定めることは困難と考えられ、また諸経費の算定方法を貴市と協議すること自体に違和感を覚えます。 本項の記載意図についてもご教示ください。	No. 86に同じ。
406	要求水準書 （素案）	13	4	4-3-1				下水処理場	下水処理場の業務として多用な業務を見込まれておりますが、これらの要求事項の遂行に必要な事業費は、全て予定価格の算出に反映されているという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
407	要求水準書 （素案）	21	4	4-4-3	(1)	(イ)		修繕業務の要求水準	定期修繕額について、年間の想定費用が規定され、これを超える場合には市と協議を行い、承認を得た上で実施することが規定されています。 貴市の承認を得る理由としては、想定費用を超過した場合にも貴市が認めれば当該費用を負担いただけるため、という理解でよいでしょうか。	想定費用の上限額を超える場合は市と協議を行い、承認を得た上で実施することとしており、承認を得て実施の際には市が費用を負担しますが、定期修繕額の場合は、原則、該当修繕実施年度の当初予算編成時（前年度の11月頃）までに協議を行う必要があります。
408	要求水準書 （素案）	28	4	4-7-1				運転管理業務の要求水準	「ただし、移行期間についてはこれを適用しないものとする。」とありますが、ここである「移行期間」とは何を指しているのでしょうか。 要求水準書（素案）にある引継ぎ期間であるとした場合、そもそも業務実施の義務を負わないため、敢えて「移行期間は適用しない」とここだけ記載する意図は何なのでしょうか。	「移行期間」は要求水準書（素案）P.1の1-3に定義している「業務準備期間」を指します。 なお、「移行期間について～しないものとする」の記述は削除します。
409	要求水準書 （素案）	28	4	4-7-2				保守管理業務の要求水準	「ただし、移行期間についてはこれを適用しないものとする。」とありますが、ここである「移行期間」とは何を指しているのでしょうか。 要求水準書（素案）にある引継ぎ期間であるとした場合、そもそも業務実施の義務を負わないため、敢えて「移行期間は適用しない」とここだけ記載する意図は何なのでしょうか。	No. 408に同じ。
410	要求水準書 （素案）	30	4	4-7-2	(4)	(ア)	④	調査	費用の積算に当たって、貴市が別途契約締結している「管渠等清掃業務」に基づくこととされており、「現行と同等程度と認められる単価決定方法」について事業者が提案し、貴市が承認した場合は、提案した単価決定方法に基づいて積算することが認められていると理解しています。 ここである「現行と同等程度」とは何をもって判断されるのでしょうか。非常に曖昧なため、一定の基準を設けていただきたくお願いします。	単価の妥当性等をもって判断します。
411	要求水準書 （素案）	30	4	4-7-2	(4)	(イ)	④	清掃	費用の積算に当たって、貴市が別途契約締結している「管渠等清掃業務」に基づくこととされており、「現行と同等程度と認められる単価決定方法」について事業者が提案し、貴市が承認した場合は、提案した単価決定方法に基づいて積算することが認められていると理解しています。 ここである「現行と同等程度」とは何をもって判断されるのでしょうか。非常に曖昧なため、一定の基準を設けていただきたくお願いします。	No. 410に同じ。
412	要求水準書 （素案）	36	5	5-6-1	(2)	(ア)		管路の保守管理業務	「事業者は事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が著しい損傷のない状態で市に引渡しが行えるよう、適切な保守管理を行うものとする。」とありますが、管路について、全ての範囲の状況を正しく把握し、管理することは非常に困難と考えられます。 もし、このような水準を求められるのであれば、達成に必要と考えられる調査費等を予定価格に見込んでいただくようお願いいたします。	No. 324に同じ。

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	ご意見・ご質問	回答訂正（案）
413	要求水準書 （素案）							その他	全体を通じて、「性能発注」と規定されている業務範囲についても逐一「事前に貴市の承認を得ること」が前提となっており、意思決定のスピード感の低下や創意工夫の発揮余地が少なくなることが懸念されます。 性能発注の主旨に鑑み、プロセス管理を極力削減するか、もしくは貴市の承認を得た内容で実施した場合に生じたリスクは貴市にも一定のリスクを負担いただくか等をご検討ください。	ご意見については今後の検討の参考とします。
414	要求水準書 （素案）	92	15	15-3-1	(1)	(イ)		水質異常における対応等	配水水質が水道法の水質基準を満足しない又はその恐れがあることを事業者が確認した時の初期対応について記載があります。事業者は当該事象を送水場、配水場及び水質監視局に設置の水質監視装置のみで確認する、という理解でよろしいでしょうか。	水質監視装置と事業者が所有する手分析計等による測定値の比較確認をお願いします。
415	要求水準書 （素案）	考資料	3		(1)			設備機器一覧	水質監視盤と水質監視装置の違いについてご教示ください。例えば、滝の宮送水場には水質監視盤が設置されている一方で、新山根送水場には水質監視装置が設置されています。いずれも水質をリアルタイムで監視できる、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
416	要求水準書 （素案）	59	7	7-2	(3)	(イ)		積算に関する事項	「積算に用いる単価・歩掛がなく、見積徴収が必要な場合は、見積条件を整理の上、市と協議すること」とありますが、協議を必要とする理由をご教示ください。 妥当性を確認するという意図であれば、見積徴収の条件を事前に定めておくべきであり、更新実施型の主旨を鑑み、協議事項は極力減らすべきと考えます。	見積が必要な事項について、特別調査を実施する場合に、当該調査について市側からの実施を求められる可能性があるためです。
417	要求水準書 （素案）	61	7	7-3	(1)	(ア)		下水道の改築工事	「事業開始後の施設状況に応じて、対象施設の変更または順序の変更を事業者が提案することができる」とありますが、この場合のストックマネジメント計画の変更は貴市にて対応いただけるという理解でよいでしょうか。	変更の必要性が確認された場合について、事業者の提案資料をもとに、市で対応することを想定しています。
418	要求水準書 （素案）	83	14	14-1				モニタリング基本事項	セルフモニタリング実施計画書のみならず、モニタリング実施計画書の提出が求められています。 モニタリングは本来、発注者である貴市が行うものであると理解していますが、ここでいうモニタリングとは「14-2コンサルタント業務及び改築工事に関するモニタリング」に該当するものを指していると理解しています。 第6章のコンサルタント業務及び第7章の改築工事については、SPCから第三者へ発注して行う業務のため、セルフモニタリングという位置づけなのかもしれませんが、あくまでも契約上はSPCの業務範囲かつ責任範囲であり、その中で行うモニタリングはセルフモニタリングの範疇ではないでしょうか。 敢えてモニタリング実施計画とセルフモニタリング実施計画を差別化している意図をご教示ください。 計画書として作成、提出する書類が増えれば増えるほど、双方の事務手間（決裁等）が増えることが想定され、効率化を図るための官民連携の主旨に反することを懸念しております。	モニタリング実施計画書については市側で作成を行うものであるため、記載内容を修正します。